

一 令和元年度事業活動概況

税理士を取り巻く環境が大きく変化する中、税理士が国民・納税者の信頼に応え、税理士制度の維持・発展を確実なものとするために、本会では、納税環境のICT化への対応、次代の税理士制度を担う者の育成、社会への貢献、税理士の資質の向上、中小企業の継続繁栄などの課題に取り組んでいくことが重要であるとの認識の下、令和元年度において、次のとおり積極的な事業活動を展開した。

1 税理士法改正に向けた検討について

平成31年4月の制度部答申「次期税理士法改正に関する答申―時代の変化に対応し、未来を創る制度の構築に向けて―」を税理士会会員に公表のうえ意見募集を行った結果、1,182人の会員から延べ20,677件の意見が寄せられた。

この意見募集結果等を踏まえ、次期税理士法改正について更なる検討を進めた。

2 対外広報の強化及び若者が税理士に関心を持つための施策について

対外広報では、社会全体における税理士・税理士会の認知及びイメージの向上を目的とし、税理士の使命と仕事（社会貢献を含む。）を紹介するとともに、税理士を目指す若者を増やすべく学生等へのPRを強化した。さらに、親しみやすく身近な税務の専門家というイメージの定着を図る基本方針は維持しつつ、タレント起用は中止し契約金額が低廉な女性モデルを起用し、あわせて長期間継続して使用できるキャラクターの開発を進めることとした。

メディアへの広告展開としては、日刊紙への出稿のほか、全国の大学生協食堂へのトレイ広告の出稿、学生向けパンフレット「税理士って？」の増刷、「マイナビ学生の窓口」などのWeb広告を実施し、若者の税理士への関心を喚起することに注力した。

税理士会と連携して「税理士による租税講座」を大学に開設し、税法や会計の講義を通じて、学生の税理士や税理士制度への関心を促し、将来の税理士を目指す学生の増加に努めるとともに、若者たちが将来の進路を考える時期に、税理士の資格取得や税理士事務所への就職を選択肢の一つとして持つよう職業説明会等実施要領を作成した。

3 税制改正建議について

税理士会及び部・委員会から提出のあった税制改正意見を、公平な税負担、理解と納得のできる税制、適正な事務負担、時代に適合する税制、透明な税務行政の五つの基本的視点から検討し、「令和2年度税制改正に関する建議書」として取りまとめ、財務省、国税庁、総務省、中小企業庁など関係省庁に提出した。

また、日本税理士政治連盟と連携して、各政党の税制調査会等のヒアリングにおいて本会の税制改正意見について説明した。

その結果、令和2年度税制改正において、寡婦（寡夫）控除の適用要件の見直し、電子帳簿等保存制度の見直しなどの建議項目が実現した。

このほか、消費税の適格請求書等保存方式の見直し、償却資産課税のあり方、上場株式等に係る配

当所得等の申告手続の簡素化などについて関係省庁等と意見交換を行い、税務の専門家の視点から意見を述べた。

4 中小企業支援施策について

事業承継サイトの周知・普及に資する施策として、担い手探しナビをはじめとする事業承継支援ツールの活用について、税理士会支部等での説明会の開催を支援し、その利用を推進した。

税理士による事業承継支援事例等を紹介した「担い手探しナビを利用した顧問税理士主導による事業承継支援」をテーマとした研修会を開催したほか、マルチメディア研修において「事業承継への取り組みについてー事業承継税制と担い手探しナビー」をテーマとした研修を行い、これらのDVDを税理士会へ配付するとともに、研修ホームページからも配信を行った。

また、担い手探しナビを利用する税理士への支援体制の構築のため、新たな連携機関候補として、日本司法書士会連合会と事業承継支援に係る協議を行った。

令和元年度税制改正において、中小企業・小規模事業者関係では、前年度に拡充された法人の事業承継税制（特例措置）に続き、個人版事業承継税制が創設されたほか、中小企業基盤整備機構出資の事業承継ファンドから出資を受けた中小企業に対する特例や、中小企業防災・減災投資促進税制の創設といった措置が講じられた。また、既存税制についても延長・拡充がなされ、これらの改正内容を中心に、国の予算事業等の内容も加えた形で平成31年度税制改正等の解説DVD研修を作成し税理士会へ配付するとともに、研修ホームページからも配信を行った。

また、中小企業支援施策を実効性あるものとするために、中小企業庁と緊密に連絡を取り合い、担当者による施策説明や意見交換の場を設けるなど、互いの施策への理解を深めた。

5 研修の充実及び拡大並びに登録時研修の受講義務化に向けた検討について

研修事業については、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るため、全国统一研修会、登録時研修及びマルチメディア研修を企画・実施した。全国统一研修会は、会員数、地域的特性及び税理士会における事情等を勘案し、延べ101会場において実施した。登録時研修は、税理士の登録を受けた日から1年以内の者及び登録時研修未受講者を対象とし、全国22会場で3日間にわたり実施するとともに、東京、東京地方、千葉県及び関東信越の関東4税理士会において相互受講を開始した。これらの税理士会に所属する者であれば4税理士会どこでも受講することができるよう整備し、受講率の向上を目指した。マルチメディア研修は、「事業承継」、「軽減税率、キャッシュレス・消費者還元事業」、「デジタル・ガバメント」等、時宜に適った4テーマを収録し、配信した。

また、登録時研修については、法において義務化したところで受講率の向上を図らなければ真の意義はないとし、受講義務化の前に環境整備を図ることが重要であることから、①3日間のスケジュール統一化、②DVDの導入、③統一テキストの見直しについて検討を開始した。

6 租税教育等の普及、推進及び充実について

租税教育等事業の中心である租税教室は、全国での開催数が順調に増加しており、一層の普及推進と講師の水準維持のために発行している「租税教育講義用テキスト」の増刷や「租税教育副読本『税

って何かな?』の改訂など、教材の充実を図った。

また、将来の租税教育を担う教員の養成を目的とした寄附講座を新規開設の3大学を含む9大学に開設したほか、今後の新規開設を目指して全国の大学に対し積極的に働きかけを行った。あわせて大学における租税法に関する教育・研究活動を助成し、健全な納税者意識を持つ国民の育成、税理士制度を正しく周知することを目的とした寄附講座を新規開設の5大学を含む10大学に開設した。

本会は租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）に賛助会員として参画しており、令和元年1月13日の総会に出席し、関係省庁と一層の連携を図った。

このほか、書籍「税金の働き」シリーズの監修や、今後の租税教育等事業の方針について検討を進めた。

7 社会保障・税番号制度への対応について

社会保障・税番号制度について、税理士事務所等における特定個人情報等の適切な取扱い及び同制度の円滑な運用を目的として、平成30年9月に個人情報保護委員会が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を改定したことに伴い、本会が作成している「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」について、必要な改訂を行った。

また、国税庁へ提出している「電子申告に関する要望事項」において、令和3年1月に予定されているマイナポータルと確定申告書等作成コーナーの連携に際して、税理士が税務代理を行う場合にもマイナポータルに集約される納税者の情報を円滑に取得できるよう要望するとともに、これを実現するための具体策として、税理士と納税者による遠隔での代理人設定、税務代理に限定した情報取得、委任者の被扶養者の情報取得の仕組みについて、関係省庁と意見交換を行った。

8 電子申告・電子納税の発展及び利便性向上に向けた施策について

電子申告制度の更なる普及・改善を図るための施策として、税務の専門家である税理士の視点から「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁及び地方税共同機構に提出した。その結果、e-Taxでは令和元年5月にメッセージボックスの閲覧方法が改善され、同年10月に相続税、令和2年1月には準確定申告のe-Tax対応が実現した。さらに、eLTAxでは令和元年10月に全ての都道府県、区市町村を対象として複数の地方公共団体へ一括して電子的に納税することができる共通納税システムが導入された。

また、令和2年1月に「税理士のための電子申告Q&A」を改訂し、全文をホームページに掲載するなど、電子申告の利用促進に努めた。

加えて、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則で規定される利用者の真偽確認は紙媒体等で行わなければならなかったところ、士業団体の発行する電子証明書に係る電子署名により確認を行う方法を可能とすべきであるとの要望を行い、当該施行規則の改正を実現した。

9 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚並びに非税理士の排除について

税理士の綱紀保持に係る施策については、非違行為を行った会員に対し、財務大臣による業務の禁止及び停止の懲戒処分がなされたことから、会報「税理士界」に綱紀保持の徹底を求める記事を掲載

した。また、税理士会に対し、綱紀保持に係る国税当局との協議会及び会員研修会の開催推進方を要請し、所得税確定申告期には、税理士法第52条違反及び名義貸しを未然に防止するための記事を掲載して注意喚起を図った。

また、国税庁が公表した「税理士法違反行為Q&A」について、綱紀事案の未然防止に有用であると考えられることから、国税庁の協力のもと解説DVDを作成して税理士会に配付し、積極的な利活用を改めて依頼した。

10 税務支援事業への対応について

独自事業については、東日本大震災、熊本地震及び台風第15号（令和元年房総半島台風）をはじめ関東地方を中心に猛威をふるった台風豪雨災害の被災者に対し、それぞれ被災地域の税理士会との共催による無料税務相談を実施した。

受託事業については、平成30年度の受託事業の実施結果を踏まえ、令和元年分確定申告に向け10項目の要望事項を取りまとめ、国税庁個人課税課宛に提出し、同課より要望事項に対する回答を得た。

協議派遣事業については、全国商工会連合会との協議会を開催し、情報交換及び相互理解に努めた。

11 書面添付制度の普及・定着について

国税庁に対し、本会及び国税庁間の書面添付制度の普及・定着に向けた協議の場を引き続き設けること及び税理士会と国税局、支部と税務署間の協議を開催することを要望した。また、税理士会における同制度の運用状況に係る情報収集を行い、今後の国税庁との協議方針について検討し、普及・定着方策の一つとして、添付書面の作成を補完するツール「業務チェックリスト（不動産所得用）」を作成することとし、内容の検討を行った。

12 公益活動への取り組みについて

成年後見制度利用促進基本計画に基づき各地域で推進される地域連携ネットワークの構築等に協力すべく、各税理士会では管轄区域の自治体及び社会福祉協議会等との意見交換を行い、税理士が成年後見制度において果たす役割について周知した。

税理士会との共催により、一般市民を対象とした無料相談会を全国61か所で開催し、成年後見制度をはじめ、相続税や贈与税に関する相談に応じた。

本会の活動方針及び各税理士会の課題について共有を図るため、成年後見支援センター協議会を開催した。また、成年後見指導者養成研修を実施するとともに、成年後見人等養成研修に関わる教材を税理士会に提供した。

地方公共団体の監査制度については、各税理士会において基礎研修を実施し、その履修者を対象とした3日間の実務研修を実施したほか、当該研修の今後のあり方について検討を行った。さらに地方公共団体に対し、外部監査人及び監査委員への税理士の選任要請活動を行った。

政治資金監査制度については、政治資金規正法上の監査実務の円滑な遂行をサポートするとともに、税理士会における指導者を養成することを目的として政治資金監査指導者研修を実施した。

このほか、税理士会における「NPO法人相談窓口」の担当者等を対象とした特定非営利活動法人担当者研修や、審理員及び第三者機関委員の就任者や就任希望者に対して、より充実した支援体制を構築するための経験者座談会を実施した。さらに地方公共団体に対し、審理員及び第三者機関委員への税理士の選任要請活動を行った。

13 アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）への支援及び諸外国の税制に関する情報収集について

AOTCAへの支援については、令和元年10月に開催されたAOTCA釜山会議に関係役員を派遣したほか、あわせて開催された国際・タックス・カンファレンスにおいて、金山国際部委員が各国の納税道義向上に関するトピックの中で「日本の申告納税制度の現状と納税者のコンプライアンス意識」について講演した。

諸外国の税制に関する情報収集については、令和元年9月に神津会長、中里国際税務情報研究会会長等関係役員がカナダを訪問し、税務行政のAI化とそれに伴う税務専門家への影響や連邦と州政府の徴税協定などについて視察を行った。

そのほか、国際交流事業として、令和2年2月に開催された韓国税務士会との第23回定期懇談会では、2か所事務所の禁止規定、帳簿作成義務の廃止の経緯、損害賠償責任の担保、日本の消費税率引上げ前後の納税者や行政の変化など両会における諸課題について意見交換を行った。

14 大規模災害発生時の対応について

令和元年台風第15号及び第19号等に伴う豪雨災害による被災会員等を支援するため、災害対策本部を設置し、税理士会と連携して会員の被災状況を把握したうえで、被災した税理士会への支援事業、義援金の募集と配分などを行った。

支援事業については、同豪雨災害の被災者に対し、千葉県税理士会との共催による無料税務相談を令和元年11月から12月にかけて19会場で、令和2年1月から2月にかけて21会場で実施し、延べ557人の納税者の相談に応じた。また、東北税理士会との共催による無料税務相談を岩手・宮城・福島県内の各支部による税理士記念日行事と同一会場で実施し、延べ50人の納税者の相談に応じた。

義援金については、税理士会及び税理士会会員等に対し協力を要請し、寄せられた総額78,532,890円を被災した6税理士会に配賦した。

このほか、熊本地震による被災者に対する施策として、南九州税理士会との共催により、令和2年2月8日、9日及び16日の3日間、3会場において無料税務相談を実施し、延べ56人の納税者の相談に応じた。また、東日本大震災による原発事故に伴う被災者に対する施策として、東北税理士会及び同会福島県支部連合会との共催により、令和元年11月15日及び16日の2日間、3会場において無料税務相談を実施し、延べ11人の納税者の相談に応じた。

他方、昨今、地震や豪雨等による甚大な災害が多発していることを踏まえ、被災税理士会及び税理士会会員に対する本会としての災害発生時対応について検討し、災害対策本部規程の一部変更を行うとともに災害対策本部規程運営要領を制定した。

* 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、納税者、税理士会会員、役員及び事務局職員等の安全に留意しつつ、国民・納税者及び税理士会会員に資するべく会務を進めた。

所得税、贈与税及び消費税等の申告・納付期限が令和2年4月16日まで延長されたことを受け、同年3月14日付け日本経済新聞朝刊に全面広告を掲載し、税理士が国民・納税者に寄り添って対応していくことをPRした。

また、税理士の業務とテレワークについての指針を示すべく、在宅勤務に特化した「税理士の業務とテレワーク(在宅勤務)～新型コロナウイルス感染防止対応版～」を公表した。

さらに、政府における各種支援施策について、関係省庁と連携して速やかな情報発信に努めるとともに、税理士会会員からの相談に応じるべく令和2年5月11日に会員相談室を開設した。

(注) 本事業活動概況においては、事業年度終了後、総会議案書作成の日までに生じた重要事項についても記述している。